

君津市立かずさあけぼの保育園運営規程

(施設の名称等)

第1条 君津市が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 君津市立かずさあけぼの保育園
- (2) 所在地 君津市広岡955番地3

(施設の目的)

第2条 君津市立かずさあけぼの保育園(以下「当園」という。)は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども(以下「利用子ども」という。)に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 教育・保育を提供するにあたり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。なお、員数については、在園児数により変動する場合がある。

- (1) 園長 1人

園長は、上司の命を受けて園務を処理し、所属職員を指揮監督する。

また、教育・保育の質の確保及び向上を図り、職員の資質向上に取り組む。

- (2) 主任 1人

主任は、園長を補佐するとともに利用子どもを把握し、必要に応じて教育・保育を実施する。また、研修計画を行う。

(3) 保育士 常勤9人 非常勤1人

保育士は、教育・保育計画を立案しその計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう教育・保育を行う。

(4) 調理員 2人

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 用務員 1人

用務員は、環境整備及び雑務を行う。

(6) 自動車運転手 2人

運転手は、保育園バスの運転、軽作業などの業務を行う。

(7) 添乗員 3人

添乗員は、保育園バスの添乗員業務、消毒作業などの業務を行う。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の開園時間及び休園日は、君津市保育園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成10年君津市規則第11号。以下「設置管理条例施行規則」という。）第4条に定めたものとする。

2 保育時間及び休業日については、設置管理条例施行規則第5条に定めるものとする。

(保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由およびその額)

第7条 当園は、君津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年君津市条例第21号。以下「基準条例」という。）第13条第1項の規定により、市が定める額の利用者負担額を利用子ども保護者から徴収することができる。

2 教育・保育の提供に要する実費にかかわる利用者負担金については基準条例第13条第4項各号に定める額を利用子ども保護者から徴収することができる。

(利用定員)

第8条 当園の定員は次の表のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
2・3号 認定	3人	8人	9人	10人	15人	15人	60人

(利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項)

第9条 当園の利用の開始及び終了に関する事項等については、君津市保育の利用に関する規則（平成26年君津市規則第35号）を準用する。

(緊急時等における対応方法)

第10条 当園の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っているときに、利用子どもに体調の急変が生じた場合やその他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

2 対応にあたっては、別に定める「君津市公立保育園事故防止及び事故対応マニュアル」を活用するものである。

(非常災害対策)

第11条 当園は、災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第12条 当園の職員は、利用子どもに対し、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第33条の10各号に掲げる行為その他利用子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持)

第13条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第14条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

附 則

1 この規程は、令和6年4月1日から施行する。